

### 軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 NPO法人ピースデポ / PCDS (太平洋軍備撤廃運動) : Pacific Campaign for Disarmament and Security  
223 - 0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーネ1F  
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL:http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 製作責任者 田巻一彦 郵便振替口座 00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」  
銀行口座 横浜銀行 日吉支店 普通1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

東北アジア  
非核兵器地帯  
NGOの  
北アジア会議

## 6か国合意進展の兆しのなかで 北朝鮮代表団も参加

### モンゴルの功績と役割

6月16日、朝鮮人民民主主義共和国(北朝鮮)はバンコ・デルタ・アジアの北朝鮮関連資金問題の解決に近いことを認め、IAEA(国際原子力機関)に対して実務代表団を平壤に招請する書簡を送った。このように情勢が好転する雰囲気なかで、6月21~22日、核戦争防止国際医師会議 IPPNW 北アジア会議が、モンゴルの首都ウランバートルで開催された。主テーマは東北アジア非核兵器地帯。北朝鮮から朝鮮反核平和医師会議(KANPP)の4人の代表団が参加し、意見発表をするともにセッションの議長を務めた。

#### 北朝鮮代表団との短い対話

ピースデポは北朝鮮の反核平和委員会と時折の文通と資料送付をしていたが、反核関係者との面談は設立以来初めてであった。短い対話であったが、私たちにとって勇気づけられたのは、彼らがピースデポをよく知っており東北アジア非核兵器地帯の提案を積極的に推進していることをしっかりと認識していたことであった。日韓ツインブックレット「東北アジア非核地帯」の韓国語版を手渡したが、会議の間に彼らはそれを熱心に読んでいた。いずれも控え目で友好的な人たちであったが、「あなた方の主張はよく理解できます」とうつむきながら語っていたのが印象的であった。

北朝鮮代表団の主張の基本は単純明快であった。核兵器の脅威がなければ北朝鮮は核兵器を必要としない。非核化のためには核の脅威を取り除くことが必要だ、というものである。

会議は、非核兵器地帯に関する声明(3ページ)に全訳を採択した。そのなかで、参加者は東北アジア非核兵器地帯設立の重要性を認識し、そのために緊密に協力してゆくことを誓ったが、北朝鮮代表団からも異論は出なかった。

モンゴルの非核地帯地位にノーベル平和賞を  
会議で認識を新たにしたのは、モンゴルの非核政策の



#### 今号の内容

##### モンゴル会議

〔資料〕ウランバートル声明

##### 一國非核兵器地帯の意義

J・エンフサイハン

##### NPT準備委員会を考へる

〔資料〕新アジェンダ連合の演説 / 日本政府の演説

ミサイル防衛作戦

ピースデポ調査を米議会証言が裏づけ

サルコジ仏大統領の核政策

【連載】被爆地の一角から(20)

ひど過ぎる「総理の品格」 土山秀夫

偉大さであった。モンゴルの非核地位の選択は、中国、ロシアという大国に挟まれたこの国が独立と自主を確保するための国家政策の根幹をなしている。それは英知と勇気の選択であり、単に非核事例のエピソードとして語られるのではなく、その普遍的意義を強調すべきであることを強く感じた。多くの国の平和外交政策の模範となるべき挑戦の事例として、広く国際的に意識され、賞賛され、支援されるべきである。

すでにモンゴルが獲得した国際的に認知された非核地位は、日本の非核三原則より先高貴な志の表明であり、佐藤首相より先はるかにノーベル平和賞に値すると考えられる。私たちのモデル条約の注意書きにすでに書かれて

いるように、モンゴルが東北アジア非核兵器地帯設立に果たす役割についても、今後さらに検討を加えるべきであろう。

その意味も込めて、やや長いがモンゴル会議の中心的オーガナイザーであったエンフサイハン元国連大使(現在モンゴルのNGO「ブルーバナー(蒼い旗)」所長)がモンゴル非核兵器地位の意義を述べた論文を以下に抜粋することにする。(梅林宏道)

注

1 KANPP=Korean Anti-Nuke Peace Physicians

# モンゴルの非核兵器地位は、北東アジアの安全保障の重要な要素

J・エンフサイハン(モンゴル・ブルーバナー所長)  
「モンゴルの役割の強化に関する国際会議」  
に提出した論文からの抜粋。2007年。

写真は会議のスナップ(梅林宏道)



J・エンフサイハン博士(元国連全権大使)

## モンゴルの安全保障の探求

19世紀末以来、モンゴルは失われた独立を回復し、主権を行使し、完全なる独立を享受するべく奮闘してきた。かえりみれば、20世紀はモンゴルにとって独立国家としての国際的な認知と、完全なる主権の行使のための苦闘の世紀であった。1911年、モンゴルは満州族王朝から独立を宣言し、ロシアや中国という近接する国々のみならず、日本、米国、その他の諸国と外交およびその他の関係を築いてゆくことを言明した。しかし、地政学的現実や、大国が暗黙のうちに分割した勢力範囲のせいで、大国はモンゴルの完全なる独立を認めようとはしなかった。ロシアへの使節団派遣、米国や日本への公式書簡を含む数々の外交的努力やイニシアティブは実を結ばなかった。1915年、モンゴルはようやく、領土の一部を譲り渡すことと引き換えに、ロシアと中国の交渉の結果である曖昧な枠組みの自治を既成事実として不本意ながら受け入れた。ロシアと中国は、ロシアの影響下にある中国の自治領としてモンゴルを認めた。これが、独立を何度も主張してきたモンゴル外交における最初の具体的な成果であった。過去1世紀、モンゴルの安全保障、さらにはその独立地位は、中ロもしくは中ソ関係の一部、ないしはそれに従属するものでありつづけてきた。

自国の安全保障を犠牲にした<安全保障>(略)

イデオロギー論争のさなかにおける<安全保障>(略)  
果たせぬ<中立>への希望(略)  
2極世界の終焉と真の安全保障の探求(略)  
新外交政策の基本原則(略)  
積極的中立への第一歩(略)  
冷戦後のアジアに登場する諸関係(略)

## 非核兵器地位の本質

モンゴルの非核兵器地位は、つまるところ、大国の核政策と核拡散を拒否するとの言明であり、ロシア、中国のみならず、あらゆる核兵器国による核軍備競争に対する中立と非関与の意思表示である。モンゴル一國非核兵器地帯という地位が国際的に認知され、法的に保証されれば、それは事実上、安全の保証、NPTより厳格な検証体制、核エネルギー・核科学の成果の平和利用への支援など非核兵器地帯地位にともなうすべての恩恵を備えた国際的に承認された体制となる。それは、地理的または地政学的な位置のために、伝統的な(つまり集団的な)非核兵器地帯に加わることができない他の諸国にとっての良き先例ともなるであろう。現在、核兵器国の一部は、一國非核兵器地帯の考えや概念を原則的に受容することを依然として躊躇している。それは、伝統的な非核兵器地帯を形成する誘因が失われ、減じかねないと信じているからである。しかし、地理上の位置から、または地政学上の配慮から、ある国が伝

## 非核兵器地帯に関する声明

第6回IPPNW北アジア地域会議において  
2007年6月22日 ウランバートル

核戦争の脅威の防止、また核実験や放射性廃棄物投棄による放射能健康被害の防止に関心を持つ世界市民として、医師として、また医学生として、IPPNW北アジア会議に参加した私たちは、2007年2月13日に採択された6か国協議共同声明、中央アジア非核兵器地帯条約の署名、一国非核兵器地帯地位の制度化を図るモンゴルの現政策を強く支持する。

私たちは、NGOネットワークを通じて、中国、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、日本、モンゴル、韓国、ロシア、及び米国の間の多国間地域的安全保障協力を推進する、より広範な東北アジア地域平和メカニズムに向かって努力することを誓約する。

このプロセスの不可欠の一部として、私たちは効果的な東北アジア非核兵器地帯設立のために、市民社会のパートナー、地域フォーラム、及び国際社会と協力する。核保有国によって支持されたこのような非核兵器地帯は、自殺行為のような地域的な核軍備競争の発生を防止し、核兵器に依存するよりはるかに大きな人間の安全保障を提供するであろう。

モンゴルの非核兵器地帯地位の制度化は、モンゴルの義務や核兵器国の義務を含む地位を国際条約の形で明確に定義することになり、核兵器国からの法に基づく安全の保証を与えるであろう。

現存する非核兵器地帯を強化するために、また、とりわけ東北アジアにおいて、新しい非核地帯の設立を促進するために、私たちは、仲間の市民社会組織や国連や地域組織と協力して次のような具体的措置の実現に取り組むことを決定した。

1975年の国連研究をアップデートするために、すべての側面における非核兵器地帯に関する専門家研究に取り組む。この研究は、既存の非核兵器地帯の役割を検証し、有効性を強化するべきである。研究はまた、東北アジア、中東、中央及び北ヨーロッパ、南アジア、湾岸地域、南半球などの新しい地域や、地理的条件のために多国地帯の形成が現状では考えにくい単一国家における非核地帯を設立する条件や可能性について検証すべきである。

成功裡に行われた2005年のメキシコ会議を継承して、非核兵器地帯国家の国際会議を今後2年以内に開催する。会議は次のことを追求する。既存地帯の強化を図るのみならず東北アジアなど新地帯の形成を支援する。非核兵器地帯に関する諸構想に関する国連や2010年NPT再検討会議におけるアクションを調整したり実行したりする方法を育成する。NPT再検討準備委員会や2010年再検討会議に核兵器禁止条約の構想を提起しようとしているコスタリカのイニシャチブへの支持を拡大する。

将来の東北アジア非核兵器地帯の内容や地域レベル、国際レベルで問題を推進する方法や手段を検討する専門家会議を組織する。

(訳:ピースデポ)

統的非核兵器地帯に参加できないという例は現実に存在する。他方、域内に「核の傘」を受け入れている国と受け入れない国、あるいは軍事同盟によって守られている国とそうでない国が混在しているために、非核兵器地帯が形成できない例もある。

### モンゴルの非核兵器地位

#### 安全保障政策の重要な一部

多国の安全保障を損なわずに自国の安全保障を追求することが全ての国の権利であることは良く知られている。この権利は核兵器に関する安全保障において特に重要性を持つ。この理由から、1975年の国連の「非核兵器地帯のあらゆる側面に関する包括的研究」は、「非核兵器地帯の形成に関する責務は、大陸全体もしくは地理上の広大な地域を網羅する国家集団のみならず、小さな国家集団や個々の国家が引き受けてもよい」と指摘した。さらに、76年、国連総会は、同研究とそれを引き継ぐ見解、所見、勧告が、一国あるいは複数の国によって非核兵器地帯に関して行われ、非核兵器地帯の設立に貢献すると思われるあらゆる取り組みがいつそう強化されることを希望すると表明した。

生命は多様性に富んでいる。伝統的非核兵器地帯に参加できず、恩恵を受けることのできない国はモンゴルだけではない。地理的もしくは地政学的位置、あるいは政治的理由等で、伝統的非核兵器地帯に加わることができない国家は他にもある。ネパール、アフガニスタン、オーストリア、キプロス、アイスランド、ウクライナ、ベラルーシ、マルタ、日本、さらには南北朝鮮も伝統的非核兵器地帯の形勢に困難を抱えている。ある条件が整えば、イスラエルですら、隣接ないし近隣

諸国との根本的な相克が最終的に解決するまでの期間、中東における非伝統的な非核兵器地帯を選択するかもしれない。

過去10年を見ると、非核兵器地帯の形成が「容易な」時代はほぼ終わった。中欧、中東、あるいは東北アジアにおける非核兵器地帯形成を成功に導くには、以前にも増した想像力と柔軟なアプローチが求められる。というのも、これらの地域において提案されている非核兵器地帯は核兵器国の利害にかかわり、あるいは、地帯内には国家間紛争が存在するという問題に直面する。さらに、実際に現存する核兵器やそのインフラの解体・撤去が必要な地域もある。

東北アジアの場合においては、戦略上の利害を互いに異



会議場風景。中央の男性は、歓迎の挨拶をするモンゴルのエンフバヤル大統領。

にする複数の国家が存在するのみならず、外国の軍事基地を受け入れた、「核の傘」という形の核による「保護」を受け入れている国もある。このため、「関係する地域国家間で自発的に合意された体制にもとづく非核兵器地帯の設立」に関する1999年の国連のガイドラインが容易には適用できない。さらに、1999年ガイドラインは、一国非核兵器地帯の形成の問題を考察しなかった。モンゴルの場合に少し触れただけである。当時、核兵器国は、モンゴルはただ一つの例外に過ぎないと考えていた。しかし最近の状況の進展を見れば、モンゴルがもはや唯一の例外ではないことは明らかである。

一国非核兵器地帯を形成すると、伝統的非核兵器地帯を形成の誘因を損なわれ、減じてしまうという核兵器国の論理は説得力がなく、事実、非生産的である。この論理はある国家を差別的に扱い、政治的、法的手段もしくは集団的安全保障措置を通じて自国の安全保障を確保する個々の国家の権利を侵害している。「数が多い方が安全」という格言がある。したがって論理的には、単独の国家は、地域安全保障または政治的合意により結束した国家集団より明確な安全の保証を必要とする。

非核兵器地位を定義する2000年のモンゴル国内法の成立と、1997年から2000年にかけての外交交渉の結果、5つの核兵器保有国(P5)は2000年10月、モンゴルに安全保障を付与する共同声明を行った。しかしモンゴルは、単なる政治的保証ではモンゴルの地位を制度化するには不十分であると声明した。この主張に多くの他の国も賛同した。01年、この目的で、P5の非政府の専門家と国連の代表者によるモンゴルの地位問題に関する会議が札幌で開かれた。この会議は、モンゴルの地位をさらに信頼性が高く法的拘束力のあるものにするには、モンゴルと2つの近隣諸国、さらにはモンゴルとP5の全てがモンゴルの地位を制度化する国際条約を締結する必要があると勧告した。現存する非核兵器地帯条約の主要条項に、地政学上のニュアンスや現実留意した必要な変更を加えて条約に反映させることで専門家の意見は一致した。この「札幌勧告」にもとづき、モンゴルは、条約を締結する提案を持って2つの近隣諸国と交渉を始めた。ロシアと中国は原則とし

てそうした条約を締結することに同意した。

私の見解では、この三者条約は、モンゴルの義務と隣接する核兵器国であるロシアと中国の義務、また条約履行を監督し、遵守を保証するメカニズムを明確に定義しなくてはならない。メカニズムとは複雑な常設機関ではある必要はなく、締約国のいずれか1国の要請を受けて開かれるアドホックな機関でよい。他の3つの核兵器国は、締約国が条約履行を完全に遵守するために援助を与えることが求められることになる。こうして、この条約は、モンゴルの非核兵器地帯地位の国際法的な基礎となると同時に、それを現存する非核兵器地帯や北東アジア非核兵器地帯を含めた将来の非核兵器地帯へと法的に連結させる役割を果たすであろう。

### 東北アジア非核兵器地帯創出への挑戦

冷戦以後の時代の変化は東北アジアで最も顕著に進行している。97年の金融危機の後、そのダイナミズムは加速され、この地域は、自然な流れとして主要国の利害の焦点の一つとなっている。今日、東北アジアの状況とこの地域の国々の関係が、地域のみならず、世界の平和・安全保障・安定のすべてにとって極めて重要であることを疑う者はいない。しかしながら、集団的安全保障の取極めやメカニズムが依然として存在しないのもこの地域である。その結果、とりわけ大国間の、二国間・三国間関係が平和と安定の基礎であると、今も変わらずに見なされている。同時に一方では、域内国家間の安定と安全保障協力の礎として有用で適切な地域安全保障取極めが模索されている。

このような観点から、多くの発想や提案がなされている。非核兵器地帯の成立を目指して、政府レベルで非政治的あるいは非論争的な問題に関する恒常的な対話のメカニズムを開発することから始めるという提案、あるいは信頼醸成を安全保障協力のための政府間対話を開始しようという提案などである。

様々な提案を分析するには、そのためだけの研究が必要なので、東北アジアを非核兵器地帯に転換することを目指す提案のいくつかに焦点を絞りたい。過去にはこの提案は域内国家のひとつである北朝鮮含む国々によってなされた。しかし冷戦という文脈の中で、そうした提案のどれもが、提案国によるフォローアップも反対国が支持に転じることもなく放置された。冷戦後には、正式の提案はどの国家からもなされていない。その主たる理由は、政府レベルでは非核兵器地帯への支持が全般的にないことに加え、非核兵器地帯の出現は軍事同盟上の公約のみならず、5つの核兵器保有国の内3か国の戦略的利害に影響を及ぼすことから、その実現が困難であると認識されているからである。米国の核の傘を日本と韓国から撤廃するというような問題は、当然ながらこの地域に広範な影響を及ぼすものとして慎重に扱わなくてはならない。加えて、域内の一部の国家間に過去から連綿とわだかまる根強い相互不信も、適切に処理されなくてはならない。

他方で、現在、東北アジア非核兵器地帯に関する非公式な提案がいくつか出されている。たとえば「スリー・プラス・スリー」方式に基づくものがある。これは、南北朝鮮、日本という3か国、そして米国、中国、ロシアの3か国を指す。



北朝鮮の4人の代表団

この構想の変形として、モンゴルが7番目の国として加わるものがある。「限定的非核兵器地帯」という提案もある。これは核兵器保有国である中国、ロシア、米国の一部を含める構想である。

非核兵器地帯形成に向けた喫緊の課題が、朝鮮半島の非核化にあることは明らかである。この問題を適切に処理しなければ、東北アジア非核兵器地帯を形成するための真剣な多国間交渉の条件を整えることは不可能である。中国をまとめ役として進行中の6か国協議は過去の試みよりも生産的と思われる。05年9月には共同声明が出され、2007年2月13日の期限を設けた具体的合意が得られた。無論、協議が近い将成功する保証はない。それでもこの協議は、朝鮮半島の核問題や他の関連する問題を解決するとはいわないまでも、それらに取り組みとする唯一の政府間メカニズムなので、政府、非政府レベルでのあらゆる方法での支援が必要である。

東北アジア全域の非核兵器化についての課題は山積しており、それらはすべて相互に関連している。信頼醸成、核の傘、安全保障、北朝鮮のNPTへの復帰、NPTやIAEAの今後の役割、日本の余剰プルトニウム問題などといった困難な課題が取り上げられなくてはならない。したがって、東北アジア非核兵器地帯は速やかかつ容易に形成することはできない。これらの中心的問題を扱い、なおかつ協議参加国間の信頼を積み重ねる中間措置とステップが求められる。

この地域の国家が協議に望む競技場は異なっている。恒久的な合意に達するには、各国の競技場は様でなくてはならない。このための1つの方策が、この地域の一部の国が、暫定的に一国非核兵器地帯を形成することである。核の傘に入っている国は、そこから離脱し、かつ、通常、核兵器保有国から非核兵器地帯に付与される一般的な安全保証を、北東アジア非核兵器地帯が本格的に形成されるまでの間、手にする。一方、核の傘に入っていない国は、暫定的な一国非核兵器地帯として一般的な安全保証を受けることができる。この安全保証には、核兵器の使用のみならず、従来型兵器の使用もしくは脅威からの安全保証がおそらく含まれるであろう。こうすれば、協議への参加国は一般的な競技場に立って協議に臨むことが可能となり、東北アジア非核兵器地帯に向けた交渉を成功裏に進めるのに必要な信頼を蓄積することができる。

### 市民社会組織の役割

6か国協議は、朝鮮半島の核問題を扱うことを意図した、唯一の政府間協議である。しかし、政府代表者の方針というのは概して硬直しがちである。ゆえに域内諸国の市民社会組織(CSO)が、自国政府に対して柔軟な対応を求めると同時に、交渉当事国間の溝の埋め、独創的な解決策を見いだせるような大胆で理に適ったアイデアを提案する活動を行うことが重要である。その一例として、日本の独立した平和研究機関「ピースデポ」が作成した東北アジア非核兵器地帯のモデル条約が上げられる。また、前記のように他の具体的な提案やアイデアも提示されている。これらは、交渉の方式のみならず、将来の非核兵器地帯のありうる構造と主要な要素についての対話を始めるための格好



レセプションでの民族音楽

の足掛りになる。さらにCSOは、中心的問題についての政府の立場や、政治・社会的な障害、心理・イデオロギー的な障害さえも分析することを引き受けること、より大胆で革新的な考え方を引き出すワークショップを組織することなどもできる。国内的な活動によって、CSOは、注意喚起や提言によって政府に圧力をかけたり、世論調査を実施したり、さらには政府の面子を保たせるような独創的なアイデアを提案することまで含めた活動によって、この問題に取り組んでゆくことができる。

政府間の協力を促すだけでなく、CSO同士の協力がさらに広がることを目指して、「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ・東北アジア分科会(GPPAC/NEA)」は、07年5月24から25日にモンゴルで開かれた会議で、6か国協議を市民社会レベルで促進する用意のあることを表明し、この協議を東北アジア非核兵器地帯形成という目標に関連づけ、「非核兵器地帯が実現されれば、紛争予防を促進し地域における平和のメカニズムの礎になる」と述べた。こうした市民社会の行動を支持する必要がある。なぜなら、こうした活動の蓄積は、対人地雷禁止の突破口を開いた「地雷禁止国際キャンペーン」のように、東北アジア非核兵器地帯の構築に向けて効果的で影響力のある政府とCSOとのパートナーシップの形成につながり得るからである。

### 結論

モンゴルは、隣接国や他の地域諸国との間に政治的な未解決問題をもたない国であり、地域において積極的中立の役割を果たすことを誓約し、一国非核兵器地帯地位を制度化する努力をしている。そのようなモンゴルは、政府レベルにおいても、非政府レベルにおいても、東北アジア非核兵器地帯化の考えを推進するためにもっと積極的な役割を果たす必要がある。それによって、モンゴルは東北アジアにおける安全保障と協力の推進に貢献することができるであろう。(訳:ピースデポ)

## 2010年へ、 まだ道は 見えない

本誌前号で紹介したように、2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けた1回目の準備委員会は、議題採択におけるイランの抵抗で困難な船出となった。実質議論に当てられた時間はわずか3日となったが、その内容については、建設的な雰囲気の中、核軍縮と核不拡散の双方がバランスよく議論されたという評価でおおむね一致している。今回採択された議題は、続く2回の準備委員会においても議題のベースになるものでありここに1995年、2000年の核軍縮に関する誓約がはっきりと明記されたことの意義は大きい。議題採択にさえ至らず会議崩壊、という最悪のシナリオを回避し、いわゆる「核軍縮派」「不拡散派」の主張を偏らずに盛り込んだ「議長による事実概要(本誌281・2号に抜粋訳)が作業文書として記録に残ることとなった。事実概要の内容にはいくつか疑問が残るが、これをまとめた天野之弥議長の調整努力に少なからぬ評価の声があがった。

こうして新たな再検討プロセスの一步が踏み出された形となったが、2010年において実質的な成果を生み出すために国際社会が今後乗り越えるべき課題は引き続き山積している。ここでは、いくつかの特徴的なテーマについて、問題点を議論したい。

### 資料

#### 新アジェンダ連合(NAC)を代表したポール・カバナ・アイルランド大使の一般演説

2007年5月1日

(前略)

(再検討プロセスは)条約の中核となる3本柱を強化していかなければなりません。さらに、この世界から核兵器を廃絶するという条約の基本目標を効果的に実現するべく、過去の再検討会議で締約国が行った誓約の履行に向け努力していかなければなりません。

この目標は、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見によって、法的義務であると認識されています。

(略)

これらの試練一つ一つにおいて、我々には条約の目標と原則に対する誓約を一新し、強化していくという新たな機会が与えられています。今こそ努力を倍増するときであって、責任から回避するときではありません。

我々は、今回の再検討サイクルがこうした精神のなかで進んでいき、今後の討議において締約国が建設的な役割を担っていくことを期待します。我々は議事運営が前向きな雰囲気の中で進むことを期待するとともに、NPT体制を守り、バランスよく公正な再検討アプローチを確保していくために我々に課された役割を担っていく決意をしています。

議長。

今回新たな再検討サイクルを始めるにあたって、我々はすべての締約国がこれまでに行った誓約を遵守することの重要性を想起します。もし過去の合意が破棄され、もはや今日の意義はないと見なされるのであれば、条約強化に向けた新たな誓約を誠実に交渉することなどいかにできましょう。我々の見解では、自由意志に基づき国際的な合意文書に盛り込まれた誓約や取り決めには、そ

れぞれ合法性および正当性が存在します。我々はそれらの再交渉や修正に焦点を当てるのではなく、それらの履行に焦点を当てていかなければなりません。

どわ、我々は1995年再検討・延長会議で採択された決定と中東決議の重要性を想起します。こうした誓約は、我々の見解では、条約の無期限延長を可能にすべく下された決定の不可欠な一部です。しかし、我々新アジェンダ連合は、中東地域での非核兵器地帯の設立においてなんら進展がないことに警鐘を鳴らします。我々は、核兵器および他の大量破壊兵器の存在しない中東地帯の創設に向けた支持を新たにします。この点に関連し、我々はこの目的を達成するための確固たる措置を講じることが急務であると考えます。

2000年再検討会議において、NPT締約国は、条約第6条および「核不拡散と軍縮のための原則と目標」に関する1995年決議の第3節と第4節(c)を履行するための体系的かつ漸進的な努力に向けた13項目の実際的措置に全会一致で合意しました。保有核兵器の完全廃棄を達成するために、核兵器国によって明白な約束がなされ、この約束を履行する枠組みが合意されました。

これはすべての関係国にとって偉大な達成でありました。しかしこの合意から7年のあいだ、13項目の実際的措置の履行にはほとんど進展がありません。それどころか、現在いくつかの国がこの合意に疑義を呈していることが問題となっています。

締約国はまた、2000年再検討会議において、自国の核施設へのフルスコープの国際原子力機関(IAEA)保障措置を受け入れない国とのあいだで新たな核供給取り決めを締結しないとした1995年再検討・延長会議での全会一致合意を再確認しました。近年の動きは、NPTに締約していない国とのそのような取り決めがNPTに及ぼす影響について深刻な懸念をもたらしています。

我々は、国際的な安全保障環境は変化しつづけるものであり、実際に変化するという、そ

して、締約国によって異なる問題に優先性が与えられることを理解しています。しかしそのことによって、過去の会議、とりわけ1995年および2000年会議において合意された誓約の正当性や合法性が影響されるべきではありません。

再検討プロセスは、「前文の目的及びこの条約の規定が実現されることを確保するようにこの条約の運用を検討する」機会を我々に与えています。条約の目的を達成しようという試みのなかで、これを実施し、条約のすべての条項および過去の再検討会議で締約国が行った全会一致合意に十分な敬意を払うことは極めて重要です。これについて我々に課された責任を無視することは、それらを消し去ることになりません。

議長。

NPTに定められた核軍縮の達成と核不拡散義務の強化は、ともに条約を成功裏に履行するうえでの中心をなすものです。よって、核不拡散を進めようと試みつつ、同時に核軍縮の重要性を矮小化することは逆効果に過ぎません。核軍縮と核不拡散は相互補強のプロセスです。何にせよ存在しないものを拡散することはできないのです。しかし、極めて重要な点は、完全廃棄に繋がるような、不可逆かつ検証可能で、透明性のある核兵器削減を真に履行していくことのみが、これらの核兵器が持つとされる有用性と、そこから生じる核兵器への野望を低減することに資するという明確な事実です。

(略)

NACは、核兵器の使用あるいは使用の威嚇に対する唯一の真の保証は、核兵器の完全廃棄とあわせて、それらが今後再び生産されないという保証であるとの立場を堅持してきました。核兵器が存在し続けるあいだ、NACは、核兵器国に対し、NPT加盟の非核兵器国すべてに対する消極的安全保証に関連した既存の誓約を継続し尊重するようまた、法的拘束力のある1つの条約あるいは複数の条約をもって効力を発生させるよう強く求めます。

## 「核廃絶への明確な約束」に進展なし

多くの非核兵器国からは、これまでと同様、新世代核兵器への更新問題を含め、核兵器国による核軍縮義務の遅れを批判する声が相次いだ。新アジェンダ連合(NAC)を代表して5月1日に演説したアイルランドは、2000年再検討会議の最終文書に盛り込まれた13項目の実際の措置の履行が「過去7年間にほとんど進展していない」と強い不満を示し、大量破壊兵器委員会(WMDC)報告(ブリクス報告、本誌260号、262・3号に抜粋訳)を引用しつつ核兵器廃絶の緊急性を改めて訴えた(6ページに抜粋訳)。また、NACは提出した作業文書のなかで、「新たな核兵器や、新たな能力・ミッションを持つ核兵器の開発、あるいは保有核兵器の更新・近代化を行ってはならない」と強く主張した<sup>2</sup>。

他方、米国をはじめ核兵器国からは、これらの指摘が「理解の不足によるもの」として、自国の核軍縮義務における進展が繰り返して強調された。本誌でもたびたび紹介している「信頼性代替弾頭(RRW)計画について、米国は、RRW計画が保有核兵器の削減を促進し、核爆発実験を不要とするの論理から、「NPT前文および第6条に示された目的

を促進するもの」との見解を示している<sup>3</sup>。また、3月に議会在がトライデント更新を決定した英国は、現在の安全保障環境では英国一国で核兵器廃棄に進むことはできないと断言しつつも、「(決定が)40年、50年という年月のあいだ核兵器を保有するという後戻りできない誓約を、我々が不可逆的なかたちで決定したことを意味するものではない」と述べ、英国は「不拡散第一主義」の国々とは一線を画している、と曖昧さを残した主張を行った<sup>4</sup>。

## 米国は「実質のない合意」を目指す?

今回の準備委員会において、米国は核軍縮への取り組みに関するいくつかの作業文書を提出するなどこれまでにない柔軟な姿勢をとり、2010年再検討会議での最終文書採択に意欲を示している<sup>5</sup>。しかし、その基本的な主張や非核兵器国との対立構造はこれまでと変わっておらず、今後の合意形成に向けて暗い影を落としているといえよう。「アームズ・コントロール・トゥデイ」誌は、今年の議論が2010年に最終文書が採択されるという期待を増大させるものではなかった、というEU高官の発言を紹介している<sup>6</sup>。

(略)

議長。

残念なことに、2000年以降、国際社会は、国家の防衛のみならず、攻撃能力においても核兵器の重要性を強調する新たな軍事ドクトリンの出現を目にしてきました。核戦力を近代化し、非戦略的使用を核兵器に導入する計画がこうしたドクトリンを強化してきました。さらに、予防措置や他の大量破壊兵器の使用に対する報復といった特定の政策が核兵器を潜在的使用の範囲を拡大してきました。このような動きがNPTの目的や目標と相いれるか否かは重大な疑問です。

もし核兵器国が安全保障を強化するものとして核兵器を今後も扱うのであれば、他の国々も同じことをするべきかと考え始めるでしょう。ここに真の危機が存在します。我々はこうした例をすでに目にしてきましたが、さらに倍化していくかもしれません。そのようなシナリオは、NPTそのものの目標や目的に真っ向から反するものです。核兵器を保有する国家の数が少しでも増えれば、すでに存在している地域的な緊張をさらに悪化させ、核軍縮の目標をいっそう空洞化させ、究極的には核兵器使用の可能性を高めることに寄与するだけです。昨年10月に北朝鮮が発表した核兵器実験をNACは強く非難しましたが、これはこうした危機の生々しい実例にほかなりません。(後略)

(訳:ピースデポ)

## 関口昌一外務大臣政務官 による一般演説

2007年4月30日

(前略)

(NPTの重要性)

(略)

日本は、唯一の被爆国の立場から、また、安全保障環境を改善していくために、

核軍縮および核不拡散体制の礎であるNPTの維持・強化が極めて重要であると考えています。現在、NPT体制はさまざまな重大な試練に直面していますが、NPT締約国は、この試練をNPT体制のさらなる強化に向けた努力に集中する好機ととらえるてはなりません。

(略)

(核軍縮措置の履行)

核不拡散とともに核軍縮を前進させることは、NPTを支える基本的な取り引きへの信頼性を強め、NPT体制の強化へと繋がるものです。1995年の「原則と目標」および13項目の実際の措置を含む2000年の成果を可能なかぎり最大に尊重しつつ、核軍縮が粘り強く促進されなくてはなりません。核軍縮における喫緊の課題とは、包括的核実験禁止条約(CTBT)早期発効および核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉の即時開始と早期の妥結であります。現在ジュネーブ軍縮会議(CD)に提出されている6議長による提案は、FMCT交渉といったCD本来の任務の再開を可能にする現実的な妥協案です。日本は、6議長提案の採択に求められる柔軟性を示すようCD加盟国に強く求めます。さらに、モスクワ条約が米国とロシアに求めている範囲を超えて、核兵器国がすべての種類の核兵器のさらなる削減を履行することが重要であり、すべての核兵器国が自国の軍縮努力について透明性のある説明を行うよう求めます。

(地域的な核問題)

北朝鮮とイランの核問題は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦です。この2つの事例に対して厳しい国連安保理決議が全会一致で採択されたことは、国際社会の確固たる意志を示すものです。日本は、こうした国際社会の一致した対応を歓迎し、すべての国連加盟国に対し関連決議の履行を求めます。

日本は、昨年10月の北朝鮮による核

実験をあらためて非難します。北朝鮮の核実験は、弾頭ミサイル能力の増強とあわせて、日本のみならず東アジアひいては国際社会全体に深刻な脅威をもたらすものであり、NPT体制に対する重大な挑戦であります。北朝鮮の核開発は断じて容認することはできません。我々は、国連安保理決議1718が定める義務に従い、非核化に向けた具体的な措置をとることを強く求めます。日本は、6か国協議を通じて北朝鮮の核問題を平和的かつ外交的に解決するため、今後も努力してまいります。

イランについては、国際社会からの再三の呼びかけにもかかわらず、イランがすべての濃縮関連・再処理活動および重水関連計画の停止を含む国連安保理決議の要求に従っていないことを遺憾に思います。この目標にむけて、日本は、イランに対し、EU3+3による「停止のための停止」提案に従い、濃縮関連および再処理活動を停止し、速やかに交渉過程に復帰するよう、今後もあらゆる機会をとらえて働きかけていくつもりです。

NPTの普遍性達成という目標に向けて、日本は、インド、イスラエル、パキスタンが非核兵器国としてNPTに加盟するよう繰り返し呼びかけます。これに関連して、95年の中東決議の重要性をあらためて指摘させていただきます。

(略)

(核燃料供給保証)

核不拡散を確保しつつ核エネルギーの平和利用を進めていくという困難な任務に我々は直面しています。日本は、我々自身が提案した「IAEA核燃料供給登録システム」を含め、数々の案が提示されていることを歓迎します。日本は、IAEAや他の場において、この問題をめぐる国際的な議論に今後も積極的に参加していきます。(後略)

(訳:ピースデポ)

また、4月30日の一般演説のなかで、米国のフォード不拡散担当特別代表が、2010年に採択される最終文書に含まれる合意とは法的拘束力のない「勧告」であり、2010年以降の安全保障環境によっては否定されるものである、とわざわざ念押ししている点に注目したい<sup>7</sup>。

これまでに引き続き、核軍縮・核不拡散の両面での前進が不可欠との基本認識を示した日本は、13項目を含む過去の国際合意に言及し、米口にモスクワ条約を超える核兵器削減措置の実施を求めるとともに、「すべての核兵器国が自国の核軍縮努力に関して透明性のある説明を行うよう」要求した(7ページに抜粋訳)<sup>8</sup>。「すべての核兵器国」と言いつつも、この発言は中国を念頭に置いていると考えるのが妥当であろう。また、包括的核実験禁止条約(CTBT)早期発効、核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉開始に向けて、ジュネーブ軍縮会議(CD)での6議長提案(本誌278号参照)の採択を呼びかけるという主張は、他の多くの国と共通するものである。

しかし、米口のさらなる核削減を求めながら、RRWなど新型核兵器の開発に警鐘をならそうとはしない日本の主張には説得力がないばかりでなく奇異であり「まやかし」の核軍縮政策といわざるをえない。

#### 米印原子力協力 議長概要の弱点

NPTの枠外にあるインドに民生用核技術の供与を約束するという米国の動きに対して、少なからぬ国からは直接的・間接的に厳しい懸念が表明された。例えばスイスは一般演説のなかで、フルスコープのIAEA保障措置を受け入れていない非核兵器国とのあいだで新たな核供給の取り決めを行わないとした1995年再検討・延長会議での「全会一致の合意(決定2,第12項)を可能にした譲歩が正しかったかどうか疑問を呈するものと米印原子力協定を名指し批判した<sup>9</sup>。NACを代表したアイルランドは、2000年再検討会議でも上記の95年の誓約が再確認されたことを指摘し、NPT枠外の国への原子力協力が「NPTに及ぼす影響について深刻な懸念をもたらしている」と述べた<sup>10</sup>。NACの一員であるが、ブラジルは言外にいつそう厳しく米国を批判し「NPTの外での核拡散に甘い姿勢をとることはNPT体制を強化する努力に反する。不遵守問題ばかりを問題にすべきではない」「事実上の核兵器国の地位を与えるような行為はNPTの条文にも精神にも反する」と述べた<sup>11</sup>。また、非同盟運動NAMを代表したキューバは、「NPTに締約していない国に対しては、例外なく、あらゆる核関連の機材、情報、物質、設備の移転、および核関連の科学的・技術的分野における支援拡大を全面的かつ完全に禁止するべき」と強く主張した<sup>12</sup>。さらにはカナダも「NPTの外にある国を少しでも不拡散や核軍縮の国際的規範に近づけよとする構想であっても、規範を壊さないように保証すべきであると述べ、「(NPTの過去の合意を)変更するよういかなる試みも明確な提案と適切な論争を基礎にすべきである」と暗に米国に釘をさした<sup>13</sup>。

このような議論の経緯と米印核取引のNPT体制への深刻な影響を考えると、この点に関する「議長の実事概要」はバランスを欠いていると考えざるをえない。「事実概要」は、この問題について項目を立てずに「NPT未加盟国

とのあいだの原子力協力についても懸念が表明され、条約に基づく義務を遵守するよう求める声があげられた(第12節)。「ザンガー委員会や原子力供給国グループといった国際的な輸出管理体制の重要な役割について、とりわけ各国が国内輸出管理体制を策定する際の指針としてのそれらの有用性について言及された(第31節)と断片的にふれているだけである。

当然のことながら、米国は米印核取引が世界的な核不拡散体制の強化を助けるとしてその意義を強調するとともに、自国の動きを「あらゆる点においてNPTに基づく我々の義務と軸を一にするもの」と述べた<sup>14</sup>。

一方、日本の発言は、「慎重に検討」との従来の姿勢を超えるものではなかった。5月10日の地域問題に関する特別議題セッションで、「日本は国際社会におけるインドの重要性を認識しており、地球温暖化の観点から原子力エネルギー利用によってエネルギー需要の増加を満たさなければならないことを理解している。一方で、NPTに加盟していないインドとのあいだの国際的な民生用原子力協力に関して、日本は、そのような協力が国際的な核軍縮・不拡散体制に及ぼす影響といったさまざまな要素を検証しつつ、我が国の立場を慎重に検討していかなければならない」と、国際的な場での議論に積極的に参加していくとの姿勢を強調している<sup>15</sup>。なお、4月30日に行われた関口外務大臣政務官の演説にはこの問題についての言及は含まれなかった。

#### 中央アジア非核兵器地帯への奇妙な言及

中東問題を含め、非核兵器地帯に関して「議長による事実概要」は5節を費やしている(第32~36節)。そのこと自身は地域的問題のみならず核兵器不拡散と核軍縮全般に果たす非核兵器地帯の役割を考えると適切なことである。しかし、中央アジア非核兵器地帯に対する事実概要の記述は奇妙であり、議長のリーダーシップによって、もっと適切なまとめ方が行われるべきであった。

議長概要は、06年9月に調印された中央アジア非核地帯のセミパラチンスク条約を、それ以前の4つの非核兵器地帯条約とを区別して扱った。第32節では「トラテロルコ条約、ラトonga条約、バンコク条約、ペリダバ条約による非核兵器地帯の創設は、地球的な核軍縮の目的を達成する積極的な一歩であると見なされた」と、中央アジアを除外して書き、第33節においては「NPT締約国は中央アジア非核兵器地帯条約の締結を歓迎した」と述べた後に、「懸案事項を解決するために、1999年の国連軍縮委員会(UNDC)の指針にしたがって関係国間でさらに協議する必要性が表明された」と書いている。これでは、当事国5か国が協議して合意し署名した条約について、欠陥があるかのような扱いである。米、英、仏の西側3か国が条約内容に反対していることは確かである。しかし、彼らは、まず条約の成立を尊重し認めることを基礎にして、議定書に参加するための話し合いの中で、可能な解決策を見出すのが筋である。ましてや、条文の作成段階から3か国も意見聴取されてきた経緯があり、関係国の自由意思で到達すべきであるというUNDCの指針に合致した経過をたどって条約は成文化されたと理解される。条約成立に助力してきた国連アジ

## ピースデポ調査が 米議会証言で 裏書きされた

本誌268 - 9号(06年12月1日)に詳述したように、ピースデポでは米海軍文書の分析を通して、06年7月5日に朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が行った弾道ミサイル発射実験の際に、弾道ミサイル防衛(BMD)任務に就いた米軍艦がどのような行動をとったかを明らかにした。内容は、記者発表され06年11月3日の各紙に報道された。

その調査によって発見されたいくつかの重要事実が、オベリング3世米ミサイル防衛庁長官の07年4月11日議会証言(米上院軍備委員会戦略軍小委員会)で裏書きされたので、そのことを紹介しておきたい。

まず、証言は、北朝鮮ミサイル発射のときに、米艦は日本海と太平洋の両側においてミサイル防衛警戒態勢について明らかにしている。このことは、我々が調査で明らかにした通りである。また、そのときイージス艦は長距離監視追跡能力しかもっていなかった訳であるが、米国はイージス艦とリンクさせて地上配備中間飛行段階(GBM)防衛システムによる迎撃態勢を敷いた。この態勢は、われわれが05年~06年の調査で予測したことと一致している。

オベリング証言は次の通り述べている。

### BMDシステム、警戒態勢につく

「先に述べたように、北朝鮮が昨夏ミサイル発射を行ったとき、米国の歴史において初めて、必要とあれば長距離ミサイルから我が国民を防衛する能力を我々はもった。米戦略軍・統合ミサイル防衛・統合機能部門司令部 JFCC / I MD と緊密に協力しながら、我々はシステムを開発モード

からはずし、戦争遂行部隊に作戦のために移管した。昨年6月のこのようなシステムの活性化は、我々が手順を改善することを助け、システム運転に計り知れない教訓を残した。

警戒活動は、地上配備中間飛行段階防衛の活性化とミサイル防衛能力の日本海配備を含むものであった。我々は長距離監視追跡艦をミサイル発射の期間、日本の東側と西側に配置した。これらのセンサーが集めたデータは、長距離発射が弾道ミサイルであるか人工衛星の発射であるかを識別する助けとなったであろうし、追跡情報をシステムに供給したであろう。指揮・統制・戦闘管理・通信(C2BMC)状況認識画面が起動され、さまざまな司令部においてモニターされた。」

このとき、車力(つがる市)に配備されたXバンドレーダーのみならず、海上配備のXバンドレーダーもハワイ沖で動員されたことを、オベリング証言は明らかにしている。しかし、これらの運転は単独での試運転のレベルを出なかったことが、次のような証言から伺うことができる。この発言は、上記の発言に続くものである。

「我々はまた、日本に前進配備されたXバンドレーダーの能力をデータ収集のために加速させた。海洋配備Xバンドレーダーがハワイ沖に配置され、同じくデータ収集のために待機した。当時は、前進配備レーダーも海洋配備レーダーもシステムに統合されていなかった。昨年夏の経験や我々のシステム起動能力と緊急時使用のための準備能力を考えると、もしデポド2が合衆国に脅威を及ぼしたとしても、システムは設計通りに動いたであろうと、私は強く確信している。」

筆者には、7月5日に失敗していても、米ミサイル防衛庁はいかようにも都合の良い結論を導いたであろうと思われる。そもそも、北朝鮮の実験発射が成功したとしても、その後の法的論争を考えると、実際に撃ち落とす行為はとらなかったと考えるのが常識的である。(梅林宏道)

ア太平洋平和軍縮センターもそのような見解である。NGOとしては、非公開の会議でどのようなやりとりがあったか知るよしもないが、重要なことなので議長には筋を通したため方を工夫して欲しかった。(中村桂子、梅林宏道)

- 1 ポール・カバナ大使の演説、07年5月1日。  
[www.un.org/NPT2010/statements/Ieland\\_rev\\_on\\_behalf\\_of\\_New\\_Agenda\\_Coalition\\_01\\_05.am.pdf](http://www.un.org/NPT2010/statements/Ieland_rev_on_behalf_of_New_Agenda_Coalition_01_05.am.pdf)
- 2 NPT / CONF 2010 / PC .1 / WP .15(07年5月1日)。  
[www.un.org/NPT2010/documents.html](http://www.un.org/NPT2010/documents.html)
- 3 NPT / CONF 2010 / PC .1 / WP .19(07年5月3日)。
- 4 ジョン・ダンカン大使の演説、07年4月30日。[www.un.org/NPT2010/statements/UK\\_30\\_04\\_pm.pdf](http://www.un.org/NPT2010/statements/UK_30_04_pm.pdf)
- 5 米国の作業文書や演説については、[www.state.gov/t/isn/wmd/nnp/c21893.html](http://www.state.gov/t/isn/wmd/nnp/c21893.html)に一覧がある。
- 6 『アームズ・コントロール・トゥデイ』07年6月。  
[www.armscontrol.org/act/2007\\_06/NPT.asp](http://www.armscontrol.org/act/2007_06/NPT.asp)
- 7 クリストファー・フォード核不拡散担当特別代表の演説、07年4月30日。  
[www.un.org/NPT2010/statements/](http://www.un.org/NPT2010/statements/)

United\_States\_30\_04\_pm.pdf

8 関口昌一外務大臣政務官の演説、07年4月30日。  
[www.un.org/NPT2010/statements/Japan\\_30\\_04\\_am.pdf](http://www.un.org/NPT2010/statements/Japan_30_04_am.pdf)

9 ユーグ・ストロイリ大使の演説、07年4月30日。  
[www.un.org/NPT2010/statements/Switzerland\\_30\\_04\\_pm.pdf](http://www.un.org/NPT2010/statements/Switzerland_30_04_pm.pdf)

10 1と同じ。

11 セルジオ・ドゥアルテ大使の演説、07年4月30日。  
[www.un.org/NPT2010/statements/Brazil\\_30\\_04\\_pm.pdf](http://www.un.org/NPT2010/statements/Brazil_30_04_pm.pdf)

12 ノルマ・エステノズ大使の演説、07年4月30日。  
[www.un.org/NPT2010/statements/Cuba\\_S\\_E\\_30\\_04\\_am.pdf](http://www.un.org/NPT2010/statements/Cuba_S_E_30_04_am.pdf)

13 ポール・メイヤー大使の演説、[www.un.org/NPT2010/statements/Canada\\_E\\_30\\_04\\_am.pdf](http://www.un.org/NPT2010/statements/Canada_E_30_04_am.pdf)

14 フォード特別代表の演説、07年5月10日。  
[www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom07/statements/10mayUS\\_morning.pdf](http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom07/statements/10mayUS_morning.pdf)

15 新保雅俊軍縮不拡・科学部審議官の演説、07年5月10日。  
[www.mofa.go.jp/policy/un/disarmament/npt/review2010/state0705-6.html](http://www.mofa.go.jp/policy/un/disarmament/npt/review2010/state0705-6.html)

# 核抑止力は絶対に必要であり続ける。

## サルコジ・新仏大統領の核政策

フランスの反核団体であるACDN( Action des Citoyens pour le Desarmement Nucleaire = 核軍縮のための市民行動 )代表のジャン・マリ・マターニュは、現フランス大統領ニコラ・サルコジ( 07年5月16日就任 )が大統領候補者時代に表明したフランスの防衛政策に関する公約を、各国の反核活動家に宛てた電子メールにおいて公開した。以下に紹介するのはサルコジの公約の抜粋である。

大統領候補ニコラ・サルコジから  
ACDN代表ジャン・マリ・マターニュ宛の書簡  
( 前略 )

貴殿は、私にわれわれの防衛システムにおいて核兵器が果たす将来の役割を考察するように望んだ。

私は、フランスの防衛政策に対する貴殿の考察すべてに注意を払った。貴殿の考察は有益なものであり、私は貴殿が提案を行ってくれたことに感謝する。

しかし、私は次の点を明らかにしておきたい。安全保障なくして、すなわち強力な防衛政策なくして、経済力を持った大国たりうることを熱望することは考えられないということだ。

( 中略 )

防衛とは、フランスの将来と、疑いなくヨーロッパの将来にもかかわる主題である。今日、われわれは、複数の、広範な脅威に直面している。ミサイルおよび核弾頭の拡散、イランおよび北朝鮮に関する懸念、あるいは、生物・化学兵器の転移あるいはハイパー・テロであろうと、いずれの国もこのような脅威から安全ではありえない、おそらくフランスも安全ではないという結論が導き出される。

防衛努力を削減するというのは、私にとって無責任なことだ。それが、私はわれわれの防衛努力を少なくとも現在のレベルであるGDPの約2%に維持することを公約している理由だ。GDPの約2%とは、われわれの領土の防衛とわれわれの市民の安全保障を確実に保つことができる、十分に訓練を受け、十分な装備を保有する軍隊にとっての最小限度である。

まず、防衛政策が一部の限られた人々にとっての話題でしかないという現状を変える必要があると思う。すなわち、防衛に関する論争はどこでも行うことができるし、行うべきものである。現代は民主主義の時代だからである。諜報機関を管理し、わが軍が海外に介入するあり方、またそのプレゼンスを承認し、大規模な兵器計画を開始し、また防衛条約を締結するための議会の力を強化したいと思う。

また、大統領府に隣接して国家安全保障会議を創設したいと思う。国家安全保障会議は、安全保障と防衛に関する諸問題を分析し、議論し、熟考するための中心的な機関となるだろう。われわれは、また、民間防衛により大きな関心を払うべきである。これは、われわれは市民をもっと動員し、先を見通す能力を強化し、必要であれば、わが領土でのテロリストの脅威の発生と関連したいかなる危機をも克服すべきであることを意味する。それ故、防衛意識を高め、わが社会の国家機関その他との行動で調整する責任を担う民間防衛機関を創

設することを提案する。

われわれの防衛兵器の方向性に関して言えば、抑止力は絶対に必要であり続けると考える。抑止力は、われわれとわが欧州の近隣諸国の存在を保障する。私は、われわれの兵器システムの政治的および技術的信頼性を強化するものである。一方で厳密なる十分性の原理を尊重する。

( 中略 )

リソースを増強する目的の下で2隻目の航空母艦を建造するというのは、欧州の協力という枠組みにおいて、海上におけるわれわれのプレゼンスを確認するために必要であると私には思われる。航空母艦が1隻だけでは恒久的に作戦行動をとれないから、プレゼンスを一貫して保持できない。

( 中略 )

また、フランスおよび海外におけるわが軍事的プレゼンス、および海外の活動でわが軍に託されている任務についての空間的、時間的範囲についても議論を行いたい。われわれの介入のうちあるものは、おそらく他の介入より高い優先順位と正当性を有するだろう。

EU、安全保障と防衛についての欧州の政策、あるいはNATOの任務を度外視して、このような計画を立案するのは問題外である。

欧州の防衛政策が大西洋同盟と対立しているは見なすのは間違いだろう。2つの組織は、相対立するのではなく相互に補い合って存立している。欧州の関心と価値を普及することができるように、組織を確立し、国際的な責任を引き受け、領土と市民を自らの手で保護することは欧州にとって至上の命題である。

重大な危機が発生した場合に軍隊と安全保障上のリソースを動員可能にするために、上述の組織は、そのできる範囲において、産業界とも協力しあうべきである。

NATOに関して言えば、人道的、軍事的、および国際警察的な任務を引き受けるような全世界的な組織へと発展することを望んでいない。NATOは明確に欧州という地政学的な範囲に限定され、厳密に軍事的な任務に限定されるべきである。

そして、EUは、どわげ計画と統制についてNATOが使用するリソースに依存することが可能であらねばならない。それは、私見では、NATOに対するフランスの現在の高度な貢献を維持するには3つの前提条件であると思われる。( 後略 )

ニコラ・サルコジ 大統領選挙候補者  
( 訳: 大滝正明、ピースデポ )

# 「いざなりはるくし憲法」

中央の各省庁では政策的テーマについて、懇談会や検討会を設けるのが常である。それらの人選を見ると、しばしば各省庁の狙いに沿った見解をもっていそうな有識者が指名されている。ただ余り露骨になり過ぎるのはまずいということで、1人が2人は反対意見を述べそうな人間も入れておく。そして結局は多数意見を採用して答申がまとめられる場合が目立つ。従ってこの種の委員会は、その省庁の「隠れ蓑(みの)」として体よく利用されている、などと陰口をたたかれたりするるのである。

ところが今回はそうした若干の心配(さえか)なく(捨てた、正にそのものずばりの有識者会議が設置された。「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」がそれである。かねて九条改憲に情熱を燃やす安倍晋三首相肝入りの有識者会議で、5月18日の初会合を皮切りに今秋には結論をまとめることになっているという。目的は政府が集団的自衛権の行使を禁じてきた憲法解釈を見直す方向で検討しようというのである。

メンバーは柳井俊二・前駐米大使を座長に、岩間陽子、岡崎久彦、葛西敬之、北岡伸一、坂元一哉、佐瀬昌盛、佐藤 謙、田中明彦、中西 寛、西 修、西元徹也、村瀬信也の諸氏である。これらのメンバーのほとんど全員がこれまで政府の違憲解釈を批判したり、解釈変更をつよく求めてきた人たちばかりで、これほど偏った人選の有識者会議はさすがに他の省庁でも見当たらない。

具体的に討議して欲しいとして首相から提示された4類型(恐らく首相のブレンである右翼系学者たちからの示唆であろうが)は、(1)公海上で自衛隊艦船と並走する米艦船が攻撃された場合の反撃 (2)米国を狙った弾道ミサイルの、日本のミサイル防衛(MD)システムを活用した迎撃 (3)国連平和維持活動(PKO)などでともに活動する他国軍への攻撃に反撃するための武器使用 (4)共通の目的

で活動する多国籍軍への後方支援、となっている。これら4類型の中には殊に従来の米軍による先制攻撃型の戦術から見れば、集団的自衛権の行使に該当するとは考えにくいものも含まれているが、要は国民をミスリードしてでも「その程度ならば解釈改憲を許していいかも知れない」と思わせるための例示とさえ疑いたくなる。

そうした手法は自民党による改憲の真の狙いが、九条に代えて自衛軍の設置と集団的自衛権の行使を可能にする点にあるものの、各種の世論調査によっても依然として九条支持が根強い現状を回避するため、国民に耳ざわりのよい環境権とかプライバシー権から国民投票に入っていってどうするか、とする姑息的な戦術にも似ている。ほんらい自民党改憲派(もちろぬ安倍首相はその最たるもの)が主張していた改憲理由の一つの柱は、日本国憲法、中でも九条と現実との乖離(かいり)が著しく、もはや解釈改憲ではそれを埋め切れないうところまでできている、という点にあったはずである。ところがここになって、専ら解釈改憲で集団的自衛権の行使を乗り切ろうというのは、いかにも御都合主義的ではないか。

共同通信社による今年5月の世論調査では、集団的自衛権行使禁止の解釈を「今のままでよい」が前回より7.4%増えて62.0%あり、「憲法解釈を変更して行使できるようにすべきだ」は前回より5.0%減ってわずか13.3%にとどまっている。こうした民意とはかかわりなく、また批判的意見の委員をいっさい排除し、首相自らの考えに沿った有識者のみの懇談会によって遮二無二お墨付きの答申を得ようとするのは、どう見ても一国の総理が取るべき態度ではなからう。これではあの武士道の藤原先生にもう一肌脱いでもらって「国家の品格」ならぬ「総理の品格」を執筆して頂きたいのが人情というものだ。



## 特別連載エッセー 20

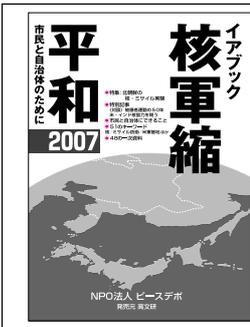
つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)



## 8月1日発行! 『イアブック 核軍縮・平和』2007 ～市民と自治体のために～

監修: 梅林宏道 / 発行: NPO法人ピースデポ / 発売元: 高文研  
A5版、320ページ  
会員価格: 1500円、一般価格: 1800円(共に送料別)

特集: 北朝鮮の核・ミサイル実験  
(同封のチラシでご注文ください!)

## 定休日変更の お知らせ

7月14日よりピースデポの定休日が  
<日曜・月曜>に変わります。土曜  
日は平日と同じ午前10時～午後6時  
です。

# 日誌

2007 6 6～7 5

作成: 塚田晋一郎、山口 響、中村桂子

DOD=米国防総省 / EU=欧州連合 / IA  
EA=国際原子力機関 / MD=ミサイル防  
衛 / NATO=北大西洋条約機構 / SLB  
M=潜水艦発射弾道ミサイル

6月6日 共産党、陸自の情報保全隊が自衛隊活動に批判的な市民団体・個人などの動向を調査した「内部文書」を公表。

6月7日 ハイリゲンダムで米口首脳会談。米MD計画に関し、口大統領がアゼルバイジャンのレーダー施設の共同提案を提案。

6月8日 DOD、海上配備型迎撃ミサイル(SM3)基など総額578億円のMD関連装備の日本への売却を議会に通知。

6月11日 第2回「安保法制懇」公海上の米艦船防護を「集団的自衛権行使」と位置づけ実施可能にするべきとの意見多数。(本号参照)

6月14日 マカオ特別行政区政府、バンコク・デルタ・アジア BDA で凍結が解除されていた北朝鮮関連資金の送金開始を発表。

6月15日 欧州通常戦力(CFE)条約加盟国会議、MDめぐり米口の対立で成果文書に合意できないまま閉会。

6月15日 DOD、軍事衛星への攻撃に備え、代替衛星を短期間に打ち上げ、配備することを目的とした「宇宙即応運用室」を発足。

6月16日 北朝鮮、「初期段階措置」の手續協議に向けIAEA実務代表団の訪朝を招請するとの書簡をIAEAに送付。

6月21日 ヒル米国防務次官補、平壤を訪問。金桂寛次官らと会談。

6月26日 韓国、北朝鮮へのコメ40トンの支援再開を発表。30日に輸送開始。

6月26日 IAEA実務代表団団長のハイノネン事務次長らが平壤入り(～30日)

6月28日 ロシア海軍、最新型SLBM「ブラバM」の発射実験に成功したと発表。

6月30日 久間防衛相、原爆投下について「しょうがない」と発言。安倍首相、「米国の考え方について紹介したと承知」

7月3日 IAEA報告書のなかで、核施設稼働停止や封印の検証作業への協力に北朝鮮が合意したことが明らかに。

7月3日 久間防衛相、辞任を表明。4日、後任に小池百合子新防衛相が就任。

7月3日 ジョゼフ米核不拡散担当特使、米軍による広島、長崎への原爆投下が戦争を終結させたという見方を示す。

### 沖縄

6月7日 読谷村の米軍基地返還地で4900㎡の土壌汚染が判明。

6月7日 県、ジェット燃料が流出した嘉手納基地の現場調査を行う。米軍が土壌採取や写真撮影を規制。

6月8日 県、嘉手納基地周辺で5日に採取した排水を分析した結果、異常はなかったと発表。

6月8日 嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会、嘉手納基地を訪れてジェット燃料流出の件で抗議。

6月9日 那覇防衛施設局、辺野古沖での環境現況調査を20日ぶりに再開。

6月11日 外間守吉・与那国町長、米軍艦入港への反対を初表明。

6月11日 防衛施設庁の渡辺一浩土木課長、県知事公室を訪れて辺野古での調査機器設置作業をほぼ終了したことを報告。

6月12日 儀武剛・金武町長、SACOで合意されたギンバル訓練場から同町ブルービーチ訓練場へのへり着陸帯移設容認を表明。

6月12日 嘉手納、北谷両町議会、嘉手納基地のジェット燃料漏れ事件への抗議決議採択。

6月12日 東村高江区委、へりパッド移設に関連して環境アセスやり直しを那覇防衛施設局に要求。

6月14日付 与那国島に海自の掃海艇2隻が5月上旬に入港していたことが判明。

6月14日 金武町議会、ギンバル訓練場からブルービーチへのへりパッド移設を容認する宣言決議を賛成多数で可決。

6月15日 東村長がへりパッド移設の受け入れを初めて公式に表明。

6月15日 石垣市議会、集団自決軍命削除撤回決議と、米艦船の石垣港入港自粛要請決議を全会一致で可決。

6月15日 FA18 岩国所属 が普天間飛行場で初のタッチアンドゴー訓練。

6月19日 県、嘉手納基地燃料漏れに関する立入調査の3度目の申請。

6月19日付 沖縄返還交渉における核密約の通話記録が米公文書館で見つかる。

6月20日 嘉手納基地での土壌浄化作業開始。沖縄の業者が1400万円で入札。

6月22日 嘉手納基地のウィリアムズ指令官、県の立入調査を一回に限り許可。

6月23日 沖縄戦慰霊の日。「沖縄全戦没者追悼式」に4500人が参加。

6月24日 米2艦船、与那国町祖納港に寄港。民間港への寄港は復帰後初めて。

6月27日 2米軍機、嘉手納基地に緊急着陸。7月3日 那覇防衛施設局、東村高江区委のへりパッド移設工事着工。鉄柵を設置。

### 今号の略語

- BMD = 弾道ミサイル防衛
- CD = ジュネーブ軍縮会議
- CSO = 市民社会組織
- CTBT = 包括的核実験禁止条約
- C2BMC = 指揮・統制・戦闘管理・通信
- EU = 欧州連合
- FMCT = 兵器用核分裂性物質生産禁止条約
- IAEA = 国際原子力機関
- IPPNW = 核戦争防止国際医師会議
- MD = ミサイル防衛
- NAC = 新アジェンダ連合
- NAM = 非同盟運動
- NATO = 北大西洋条約機構
- NPT = 核不拡散条約
- RRW = 信頼性代替弾頭
- UNDC = 国連軍縮委員会
- WMDC = 大量破壊兵器委員会

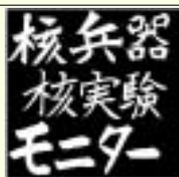
## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 水熊克哉 <higuma@peacedepot.org>

### 宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁): 会員の方に付いています。「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

### 次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ) 中村桂子(ピースデポ) 水熊克哉(ピースデポ) 湯浅一郎(ピースデポ) 大滝正明 塚田晋一郎 津留佐和子 中村和子 華房孝年 福井拓也 山口響 梅林宏道